

平成 3 0 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 平成 3 0 年 6 月 1 2 日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成30年6月12日(火) 午後1時00分～午後3時10分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 中塚 亮 君 副委員長 大沢 真一 君
委員 渡部 茂 君 委員 横山 由香理 君
委員 高橋 伸明 君 委員 若林 ひろき 君
委員 このの 孝子 君 委員 新妻 さえ子 君
委員 安藤 たい作 君 委員 石田 ちひろ 君
委員 木村 けんご 君 委員 松永 よしひろ 君
委員 須貝 行宏 君

出席説明員 中山 企画部長 柏原参事(企画調整課長事務取扱)
品川 財政課長 山本 情報推進課長
榎本 総務部長 米田参事(総務課長事務取扱)
立木 経理課長 伊東 財務課長
高山 子ども育成課長 二ノ宮児童相談所移管担当課長
齋藤 会計管理者

○午後1時00分開会

○中塚委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介の後に調査事項概要、その他を予定しております。

なお、本日は調査事項概要の調査項目に関連し、会計管理者、情報推進課長、税務課長、子ども育成課長および児童相談所移管担当課長に同席していただいておりますので、あらかじめご了承ください。

本日もよろしくお願いいたします。

1 幹部職員紹介

○中塚委員長

それでは、予定表1の幹部職員紹介を議題に供します。

実質的には、今回が初めての委員会になりますので、改めて、委員、理事者の自己紹介をお願いいたします。

では、私から。

委員長の中塚亮です。委員会の総意を大事にし、副委員長とともに活発な委員会にしていきたいと思いますので、1年間どうぞよろしくお願いいたします。

〔「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

○大沢副委員長

副委員長の大沢です。1年間よろしくお願いいたします。

○中塚委員長

続いて、お願いします。

○渡部委員

自民党・子ども未来の渡部です。よろしくお願いいたします。

○横山委員

同じく横山由香理です。よろしくお願いいたします。

○高橋（伸）委員

同じく高橋伸明でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤委員

日本共産党品川区議団の安藤たい作でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田（ち）委員

同じく石田ちひろです。よろしくお願いいたします。

○須貝委員

無所属品川の須貝行宏です。よろしくお願いいたします。

○若林委員

公明党の若林です。よろしくお願いいたします。

○こんの委員

同じくこんの孝子です。よろしくお願いいたします。

○新妻委員

同じく新妻さえ子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○木村委員

国民民主党・無所属クラブの木村です。よろしくお願ひいたします。

○松永委員

同じく松永よしひろです。よろしくお願ひいたします。

○中塚委員長

では、続いて理事者からもお願ひいたします。

○中山企画部長

私から、企画部の幹部職員を紹介させていただきます。

初めに、私企画部長の中山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、柏原参事企画調整課長事務取扱でございます。

○柏原企画調整課長

柏原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中山企画部長

品川財政課長でございます。

○品川財政課長

品川でございます。よろしくお願ひいたします。

○中山企画部長

山本情報推進課長でございます。

○山本情報推進課長

山本でございます。よろしくお願ひいたします。

○榎本総務部長

それでは、続きまして、総務部の幹部職員を紹介させていただきます。

私、総務部長の榎本でございます。よろしくお願ひいたします。

米田参事総務課長事務取扱でございます。

○米田総務課長

米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榎本総務部長

立木経理課長でございます。

○立木経理課長

立木でございます。よろしくお願ひいたします。

○榎本総務部長

伊東税務課長でございます。

○伊東税務課長

伊東でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榎本総務部長

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○齋藤会計管理者

会計管理者、齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○高山子ども育成課長

子ども未来部子ども育成課長の高山です。よろしくお願いいたします。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

児童相談所移管担当課長の二ノ宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○中塚委員長

それぞれ、ありがとうございました。

なお、事務局からは、鳥海書記と富田書記が当委員会の事務に当たりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

このメンバーで1年間実りある委員会にしていきたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

2 調査事項概要

(1) 基礎自治体のあり方に関すること

○中塚委員長

次に予定表2の調査事項概要を行います。

今年度の行財政改革特別委員会につきましては、先般開かれた臨時会において、基礎自治体のあり方に関すること、区有施設・公有地等活用に関すること、偏在税制に関すること、新公会計制度に関する事
ことおよびICTなどの活用に関することの5項目についての付託を受けました。

したがって、これより、これら5項目に係る概要説明を行ってまいります。

本日は今期最初の委員会でありますので、理事者より調査項目の概要やこれまでの調査・研究の流れを整理していただき、議会運営委員会が出された意見を踏まえつつ、調査の視点や方向性を見定めていきたいと考えております。

今回、理事者より説明をいただくにあたり、正副委員長および関係理事者で事前に打ち合わせを行い、今期の当委員会の進め方などにつきまして、調整をいたしました。

今期におきましては、昨年来から引き続けている項目のほかに、新たに3つの調査項目が追加されておりますことから、後ほど予定表3のその他において、今後の委員会運営について、皆様からご意見・ご要望をお聞きする場を設けたいと考えておりますので、そのことを踏まえ、概要説明をお聞きいただければと思います。

それでは、改めまして、調査事項概要を議題に供します。

進め方につきましては、項目ごとにご説明と質疑の時間を設けさせていただきたいと思っております。

それでは、まず(1)基礎自治体のあり方に関することから、理事者よりご説明願います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

お手元の資料、A3横1枚の児童相談所移管についてでございます。こちらは、昨年度に引き続きまして、本委員会の調査事項とされており、既にご案内の委員もいらっしゃると思いますが、改めてご説明させていただきます。

まずは項目の「1.児童相談所とは」でございます。

児童相談所は、児童福祉法を根拠として設置される行政機関でございます。基本的には都道府県に設置されるものでございまして、具体的な事務といたしましては、子ども本人、ご家族、学校、地域など

から子どもに関する相談に応じて、最終的には個々の子どもや家庭に適切な援助を行って、子どもの福祉、または権利の擁護を主たる目的としております。

東京都につきましては、全て東京都が事業を実施しております。設置箇所は11カ所。そのうち7カ所が特別区の区域内に設置されている状況でございます。

それに関連いたしまして、「2. 東京都児童相談所の概要」でございます。

こちら、東京都内の市区町村の一覧でございますけれども、品川区を所管しているのは、表中の太字となっている品川児童相談所で、品川区、目黒区、大田区を管轄しております。

また、「3. 児童福祉法の改正」でございます。先ほど、児童相談所都道府県に基本設置となっておりますが、児童福祉法の大都市特例によりまして、政令指定都市は必置となっております。また、平成28年児童福祉法改正されまして、平成29年の4月から、特別区においても児童相談所を設置することができることとなったということを踏まえまして、品川区は東京都からの児童相談所移管を積極的に進めているところでございます。

表の中にある児童相談所の設置の箇所数は、平成29年4月1日現在のものがございます。

それでは、「4. 児童相談所移管に向けた区の取組み」でございます。

昨年度、今年度の取り組みを記載してございますけれども、昨年度から子ども育成課のほうに移管担当を設置。それから、心理職を採用。それから東京都の児童相談所への職員の派遣。先進市であります金沢市、それから石川県の児童相談所の視察を行っております。

また、今年度につきましては、児童相談所の移管担当の専任課長を配置。また、引き続き心理職を採用。それから東京都および近隣の自治体への職員の派遣。それから、福岡市・熊本市児童相談所への視察。それから、児童相談所の基本設計。それから有識者会議の設置ということで、現在実施しているものと今後実施予定のものがございます。

その中で、5番の児童相談所の基本設計に関連いたしまして、整備予定地でございます、北品川3丁目の子供の森公園の一部敷地を活用させていただいて、施設のほうを整備していくことを今検討しております。具体的に整備予定の内容につきましては、児童相談所と一時保護所。大体建物の階数は4階から6階ぐらい。延べ床面積約3,000平米。計画地の面積の敷地だと約1,200平米となっております。

整備の今後のスケジュールでございますけれども、今年度中に基本設計。来年度中に実施設計。それから平成32年度、平成33年度の2年間かけて実際の工事を行い、現時点では平成34年の4月に児童相談所の開設を予定しているものがございます。

あと「5. 都区の最近の動き」でございます。いわゆる先行3区と呼ばれている世田谷区、荒川区、江戸川区のほうで、東京都と具体的な協議を行っていることに加えまして、先月の話になりますけれども、施設入所、里親委託、それから一時保護に関する広域調整に関して、東京都と特別区の検討会が新たに設置されたと。そういう状況でございます。

○中塚委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ただいまの説明につきましては、項目の概要やこれまでの調査の流れを理解し、今後の調査研究に活かしていくためのものでありますことを念頭にご質問をお願いいたします。

それでは、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○横山委員

何点かお伺いをさせていただきます。

まず、都および近隣の児童相談所へ職員を派遣というふうにあるのですが、近隣市というのはどのあたりに派遣をされていくということなのでしょう。

次に、児童相談所の基本設計が、平成30年度に予定されているのですが、こちらも少し詳細を教えてください。

また、有識者会議のメンバーなのですが、こういった経歴をお持ちの方がメンバーとして名を連ねていらっしゃるのか教えてください。

続いて、先行3区。大分状況が進んでいるかと思うのですが、そういったほかの区の状況をどういった形で品川区は把握されているのか教えてください。

最後に、先月検討会が設置されたということだったので、こちらも具体的にどういった形で、頻度ですとかどういったことを話し合っていくのかというところをもう少し詳細教えてください。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

全部で5点お尋ねいただいたかと思えます。

まず1点目、近隣の自治体はどこかとお尋ねでございますけれども、横浜市でございます。

それから2点目の基本設計についての詳細ということですが、これから、まさに手続に入るといって、具体的には年度後半あたりから実際の業務に入るかというところが現状でございます。

また、有識者会議のメンバーでございますけれども、区として5名の有識者をお招きしております。分野で申しますと、児童福祉の学識経験者。それから弁護士。それから社会的養護の分野として児童養護施設の副園長。それから医療保健母子保健にも近いところで、これも大学の先生。それから、実際に児童相談所に勤務したことがある学識経験者の5名で構成している委員でございます。

それから、4点目の先行3区の協議状況ということなのですが、実際の詳細をなかなかつまびらかに知ることはできないのですが、特別区長会を通じての情報だと、大体先行3区は、今まで東京都と具体的に四、五回ぐらいずつ個別に自分たちの児童相談所の運営に関する内容を協議しているというような情報を得ております。

最後に、またこれは有識者会議の頻度をお尋ねだったと思えますが、先週行いまして、今回は9月以降ということで、今現在次回以降の日程調整をしている段階でございます。

○横山委員

ご説明のほう、ありがとうございます。

今野の委員会の進め方になってしまうのですが、昨年度も私、こちらの委員会で児童相談所の視察のほう伺ったかと思うのですが、視察に伺った後にお時間がどうしてもとれなかったということで、議論ができませんでした。今年もおそらくどこかご視察とかもされるのかなと思うのですが、今年度はしっかりと議論の時間、余裕を持ってとっていただいて、議論が深めていけるといいのかなというふうに思っておりますので、要望としてお伝えさせていただきます。

あと、もう1点、これも要望なのですが、東京都の児童相談所。品川児童相談所が、品川区と大田区と目黒区が担当地域になっているかと思えます。こちらの名称なのですが、これから品川区が都から移管を進めていくにあたりまして、いろいろ報道等でも誤解を受けるようなことが報道されてしまったりとかそういったところも懸念しておりますので、適切なタイミングで調整ですとかを行っ

ていただけたらなということですので、要望で終わらせていただきます。

○中塚委員長

委員会運営に関するご要望については、しっかり正副で調整して進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに、ご質疑ございますでしょうか。

○須貝委員

4の品川区の取り組みで、平成29年度に金沢市・石川県児童相談所の視察、平成30年度に福岡市・熊本市児童相談所視察とありますが、状況わからないのですが、品川区ですと、やはり子どもたちの数。それから一応地域の環境等を考えますと、もっと都心。東京都内のほうが、そういうところに視察に行っているいろいろ取り組みを聞いたほうがいいのかと思うのですが、なぜ、東京都内は視察を受け入れてくれなかったのですか。

または、この金沢市、石川県のほうへ行く。福岡市、熊本市に行くということは、それなりの何か別の利点があったのですか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

お尋ねの件でございますけれども、まず石川県と金沢市でございますが、実は金沢市は、3の表の中にもある児童相談所設置市として、平成18年の4月から自分たちで手を挙げて児童相談所を設置したというところで、まさに先駆的な事例ということ、石川県から事務を引き継いだということで、石川県も訪問して、金沢市も訪問したという形。

それから、熊本市の視察を本年度の実施予定なのですが、実は熊本市、今は指定都市になってございますが、実は児童相談所設置市に2年ぐらいなっております、そういった設置した経験があるというところも含めて熊本市としました。それから福岡市は、いろいろ職員配置に特色があるというところで、勉強させていただこうと思った次第でございます。

○須貝委員

わかりました。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

児童相談所を、身近な基礎自治体に移管して充実させることは大切なことだと考えています。

改めて、区としてはなぜ児童相談所の移管を積極的に進めたいのか伺いたいと思います。区が運営することで区民にとってどんなサービスの向上をもたらすと考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

もう一つは、この予定地とされているところのすぐ近くに、近隣に、品川児童相談所があるわけですが、今後品川区が独自につくった場合にはどのようにしていくのか。そういったところについて都と協議はしていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

2点お尋ねいただきました。

1点目の、なぜ区で児童相談所をつくることになったというところで、現時点でいわゆる東京都と各特別区でのいわゆる児童相談行政との二重行政というのは行われているという点と、基礎自治体で児童相談所を持つ意味は何かというところがあるのですが、母子保健から子育て支援まで一貫した施策を行うにあたり、ツールを持っているという点で、区が実際に実施するというところのメリットはあ

ろうかと思っております。

2点目のお尋ねでございます。仮に、私ども品川区のほうで児童相談所を設置した暁には、現在品川児童相談所が持っているケースは全て区が引き取ることになりまして、そのときの状況によって、例えば今の品川児童相談所と言われる都の機関が目黒区のケースと大田区のケースを持っているということもあり得るということで、さらに言えばあそこの場所に今あることがいいのか悪いのかということもあろうかと思いますが、そちらは東京都のほうで適宜判断されて、必要な場所に移転するなり、名称変更するなりということが、あるのではなかろうかというところでございます。

○安藤委員

わかりました。

場所については、検討中ということなのですが、先日、常任委員会でも具体的な場所が示されて、建設委員会では、赤線の部分というのが、現在かいじゅう公園と言われているけれども、1体恐竜にかかってしまうという話もありました。

それと、公園の利用団体や町会など地元への説明はこれからですという話でしたけれども、児童相談所の区移管については重要性は認識しているのですが、場所については住民理解得られるのかという問題意識を持っているのです。

例えば、林試の森公園隣の公有地など別の場所という選択肢もあり得るのではないかと思います。けれども、なぜここにしたいのか。なぜここを候補地として区は考えたのかというのを伺いたいというふうに思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

整備計画地として、なぜこの公園を選んだのかというところでございます。実際に私どもで、児童相談所本体と一時保護所を整備するに当たりましては、大体1,000平米ぐらいの敷地面積が必要になるであろうと試算しておりました。

これまで、区内における用地の検討を行ってきたのですが、具体的には3点理由がございまして、これはもう正直に申し上げれば整備に必要な敷地面積を確保できる土地というのは、正直区内にはあまり見込めないのではないかと1点目。

2点目は、ご意見はあるかもしれませんが、施設整備による日照、日影など周辺環境への影響が一番少ないのではないかとと思われる点が2点目。

もう一つは、一番大きな利点なのですが、先ほど来お話がありますように、すぐ近くに東京都の品川児童相談所があるということで、実際に私どもが児童相談所を立ち上げたとき、ケース移管時に円滑な引き継ぎというのが見込まれるのではないかと。歩いていける距離というところが何かと非常に大事ではないかと。ということで、このたび公園の敷地を活用させていただく形になりましたけれども、この場所が望ましいのではないかと結論に至ったわけでございます。

○安藤委員

大変利用者も多い公園でありますし、向かいの品川学園など学校を含むこの地域のシンボリックな場所なので、説明の方法ですとか、あるいは合意形成のため施設そのものの、そういった公園施設と調和がとれる施設となるような工夫など、これまで以上の丁寧さが必要ではないかと考えておきまして、住民も含めた検討組織なども設けていく。こういった住民合意の仕組みというのをつくる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

当然、ご指摘にもありますとおり、公園の敷地を活用させていただくということになりますので、公園の利用者の方か住民の方に対して区へのご理解というのは丁寧に得ていく必要があると思っております。こちらは機会を捉えて丁寧に説明していくという対応を考えております。

○安藤委員

今年度後半から基本設計もということなのですが、この場所ありきというふうに最初から決定するというよりは、私伺ったのは、そういった場所のあり方などについて住民を含めた検討組織、そういう仕組みをつくって進めていくということが、結果はどうあれ必要だと思っておりますので、ぜひつくったほうがいいと思うのですが、ということ伺ったのですが、いかがでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

重ねてのお答えになってしまうのですが、まずは丁寧に説明させていただくという所から始めてまいりたいと考えてございます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。

ここの場所に移管をするということで、公園の中の一部を使うということですが、今の公園の現状はどうなっているのかということと、今後この公園の中にできるに当たって、いわゆるかいじゅう公園と言われてこの公園の敷地が、今よりも狭くなってしまうことがあるのかないのかということと、今後どのようなスケジュールの中で、地域住民への説明がどの段階で始まっていくのかというところを少し教えてください。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

大変申しわけございません。子供の森公園の現状というのを資料の持ち合わせがございませんので、ご指摘のありました、この公園がどうなっていくのかという点につきまして、当然工事の期間中というのは、資材置き場とか等々でいろいろ確保する必要がございますので、一時的には公園として使えない部分というもの。いわゆる囲いを覆うなどして、工事の安全を確保しつつ事業を実施する必要があるというところがございますが、他方でその隣接地に旧第一三共の跡地というのもありまして、公園全体として改めて整備をしていくというような状況を考えているというところがございます。

○新妻委員

ありがとうございます。

少し所管も違うところもあったということですが、まだ具体的に住民への説明などのスケジュール感はまだ今の段階では見えていないということよろしいでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

言葉足らずで申し訳ございません。現時点で例えば何月に何をするというところまでは、まだ具体的な日程は決まっていない状況でございます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○こんの委員

この建物の中に、今回一時保護所もつくるということですが、今まではなかったというところで、今回新たにここへつくるということになっているのですが、いわゆる都区の動きとしては、一時保

護所も設置をされていくという。品川区が先に移管したときには一時保護所をつくろうとされたのか。それともまた検討会の中の流れでやっぱり必要というふうになって決めてきたことなのか。その辺の一時保護所についてと、平成29年度、平成30年度されてきた市や県の視察を踏まえて品川区にとっていわゆる利点となる点として何を持ち帰ってきたのか。どういったことが必要だなと感じて今移管の準備をされているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

まず、2点お尋ねいただいた1点目でございます。なぜ一時保護所を整備するのかという点なのですが、けれども、資料の2をご覧くださいなのですが、東京都が設置している11カ所の児童相談所のうち、一時保護所を設置しているのは実は3カ所しかございません。他方で、なぜ区のほうが設置するのかということについて言いますと、区としては子どもたちは自分たちで守ると、現時点での東京都特別区の権能の違いが、一時保護をする。それから施設入所をするといった措置の権限が区にないということでございます。それを新たに東京都から移管をするということに関して言えば、東京都と同じことをやっているのであれば、そもそも必要なのかということにもなりかねませんし、子どもの安全を確保する際、場合によっては親御さんの意に反してでも一時保護をしなければいけないときに、自分たちで保護所を持っていないと、果たしてそれでどこまでできるのかという議論になろうかということで、私どもとしては一時保護所併設の児童相談所を念頭に置いているところでございます。

2点目のお尋ねは、なかなか一言でご説明申し上げるの難しいのですが、まず金沢市は品川区とも人口規模も似通っている点もございまして、まず、一時保護業務というのは、当然区で今まで全くやっていなかった業務になりますので、こういった形の施設で、職員の方がどうやって動いているというところからまずは勉強させていただくというところで、委員お尋ねにあったような、区として何がすぐに活かせるのかというところまで、正直至る前の勉強段階というところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。

一時保護所は、大変に大事なものなので、そういったことを念頭に置いた準備については大変に評価したいと思います。いろいろな報道もある中で、やはりお子さんの命。それからご家族との関係。しっかり両者を守っていくためにこの施設は必要であろうというふうに思います。

視察に関しては、確かに初めて区独自で行おうという中ですので、基本的なところがまず押さえるということは大事だなというふうには思いますので、今度はやはりこういったところを工夫している。あるいは情報提供があったときに、それをどう処理をして、どういう人たちが動いていくのか、今回いろいろと報道されていることも検証していくということもありますので、そうしたことも含めて、今後この品川区だからこそこまで守れているのだというところをつくっていくためにも、ぜひ視察をされるところだとか、研究しているところで調査研究を重ねご準備をしていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

委員のご指摘も含めてしっかり対応してまいりたいと考えております。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○石田（ち）委員

先ほどから出ている近隣への説明ですけれども、やはり他区でも公園の中に保育園というものが出た

ときに、説明が不十分だったことですごく反対が起きてしまったりということもあるので、必要な施設なのですが、ボタンをかけ違ってしまうと困難な状況が生じてしまうということもあると思うので、やはり近隣の住民、団体への丁寧な説明というのはぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほども近くに都の児童相談所があるということを利用というふうに挙げられていましたけれども、やはりこの施設ができて「はい、即充実」というわけではないと思いますので、そういった連携といいますか。継続性が重要だと思うので、職員の体制などできたものの中身が重要だというふうに思っています。区はこの間、施設の運営を民間委託だったり、指定管理という形で進めていると思うのですが、専門ノウハウやスキルを積み上げていくというのが児童相談所はすごく大事ではないかと思うのです。

ですので、人員配置や特に継続的な人材の育成。こういった体制をどう構築していくのかということも建設とともに考える。もちろん考えていらっしゃると思うのですが、そこについて今の段階でどう考えられているのか教えてください。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

お尋ねの人材育成は一言で言うと、いわゆるソフト面。先ほどの整備の話はハード面ということなのですが、特に委員ご指摘のとおりでありまして、現在品川児童相談所で持っているケース。品川区の子どもたちのケースというのは、私どもが児童相談所設置する際に全て引き継ぐこととなります。引き継ぎをしっかりやらないと結局不利益をこうむるのは区の子どもとご家族ということになってしまいますので、委員おっしゃるようにノウハウの蓄積というのは非常に重要で、まさにそこがいわゆる相談所と言うわけでございますので、ちゃんと、いわゆるケースワークできる人材を確保・養成していくことが非常に重要なことだと考えております。

先ほどもご紹介させていただいた東京都や横浜市への職員派遣を通じて、実際今、動いている業務の流れを習熟していただいて、区に持ち帰っていただくというようなこともやりながら、人材育成を図っていきたくと考えております。

○石田（ち）委員

ぜひそこは重要だということで、今答弁もありましたので、ぜひしっかり進めていただきたいのですが、前回質問した際に、50人ぐらいの職員がこれだけの施設になってくると必要だということだったので、さらに必要だというふうに考えているのか、50名程度だという考えでいいのか。それと職員の雇用形態もすごく重要だと思うのですが、心理面をケアする職員はすごく非常勤が多く、この品川でも他区でもそうなのですが、身近な心理士の方から話を聞くと、正規雇用の枠がなかなかないという声なんかもあるので、こうした施設での雇用形態も重要だと思うのですが、その辺は今どのようにお考えでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

お尋ねありました件でございますけれども、児童相談所につきましては配置基準が決まっておりますので、委員が例に出されたような非常勤の方ばかりというようなことは現時点では想定していないところです。

○中塚委員長

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 区有施設・公有地等活用に関すること

○中塚委員長

次に(2)区有施設・公有地等活用に関することを行います。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏原企画調整課長

私のほうからは、区有施設・公有地等の活用に関することのうち主に国、都有地等の有効活用について、現況をご説明させていただきます。

資料はA4、1枚ものものがございます。未利用国有地に係る状況についてという資料をご覧くださいいただけますでしょうか。

現在、未利用の国有地に関しまして、3物件です。大きくは2点ということになりますけれども、3物件が今品川区内には国のほうからの要請といたしますか。話もありまして動きが出ているものがございます。

上の表をご覧くださいますと、それぞれ旧国家公務員宿舎と書いてございますが、小山台住宅、峰友寮、それから大井西・大井東宿舎というものでございます。上の2点につきましては、小山台住宅、峰友寮は下の位置図を見ていただきますと、林試の森公園の南側と西側に隣接している元官舎でございます。所在地は記載のとおり、小山台二丁目でございます。土地の面積等々もこちらの記載のとおりでございます。

活用方法と検討状況につきましては、本委員会でもたびたびご案内をさせていただいたところではございますが、現在活用方法の具体化に向けて検討しているところでございます。また、国、都との土地取得に向けた調整というところを今行っている状況でございます。

若干申し上げますと、下の位置図をご覧くださいまして、赤く枠をくくったところが小山台住宅と峰友寮でございます。特に品川区で取得を検討しておりますのが、峰友寮の部分、それから峰友寮の下の小山台住宅の西側の部分、また、峰友寮の上側、白い部分です。ここは都有地になってございますけれども、ここも含めて5,000平米程度を取得したいということで、今国と東京都と調整を図っているところでございます。

また、この活用の用途につきましては、このエリアの特性上、防災に寄与するような施設であったり、それから地域のにぎわいに寄与するようなもの。こういったところを中心に考えながら、お子様や高齢者、障害者など多様な方が利用できるような複合的な施設といったところで検討を進めている状況でございます。

また、もう一つの地図で言いますと右側のところでございます。国家公務員宿舎の大井西・大井東宿舎でございます。これも以前ご案内を申し上げたところでございますが、4月18日付で国のほうから区に対して照会があったものでございます。今回この照会に関しましては、資料には記載はないのですが、介護施設限定ということで、定期借地を利用した活用はどうかと、区のほうに案内があったところでございます。

こちらのほうはエリアといたしましては、東京都の災害危険度で品川区内では上位にランクされたところでございますので、そういったところも考えて、介護施設だけではなくて、防災の機能も備えられるようなことができないかであったり、それから、これは定期借地を国は言っているのですけれども、取得も含めて国のほうに要望を出したといった状況でございます。

それに対しまして、国のほうからまだ返答等はございませんけれども、これから定期借地になるか取

得になるか。そういったところを国のほうと検討、交渉といたしますか。進めていくという状況にございます。

未利用国有地に係る状況については、以上でございます。

○立木経理課長

それでは、引き続きまして、私のほうから区有施設・公有地等活用に関するこのうち、総合庁舎における今後の設備機器等の更新について、お手元の資料に沿いまして、ご説明いたします。

総合庁舎における今後の設備機器等の更新についてという資料をご覧いただければと思います。まず、総合庁舎の構成でございますが、第一庁舎・議会棟・第三庁舎からなり、昭和43年に竣工いたしました。第2庁舎・防災センターは平成6年に竣工したものでございます。

経過でございますが、庁舎の設備機器等につきましては、これまでもメンテナンスを適切に行い、管理には万全を期しまして、更新が必要な設備に関しましては、計画的に改修等を実施してきたところでございます。

しかしながら、本庁舎・議会棟・第三庁舎につきましては、竣工から50年。第二庁舎・防災センターは竣工から24年が経過いたしまして、運転状況や耐用年数から、重要設備の更新時期を迎えているところでございます。庁舎機能の維持や安全確保の観点から、老朽設備につきましては、計画的な更新が不可欠でございます。

このような中、庁舎機能の維持・管理につきましては、緊急度や重要度などを見きわめ、設備機器等の更新を進めていく必要があると考えております。中でも、既に設備の耐用年数を超えまして、構成部品が順次生産中止となり、部品調達が困難な設備や故障による修理回数が増加傾向にある設備などは緊急度が高いことから、効率的、経済的な改修方法を検討し、経費の節減に努めつつ、確実に更新していくことが重要であると考えております。

今後の主な更新予定でございますが、今年度は本庁舎議会棟のエレベーターの改修を予定しております。こちらの工事はエレベーター5基の巻き上げ機や制御盤等を更新する工事でございます。既存エレベーターの全撤去、新設という形ではなく、再利用できる部品を最大限有効活用し、経費を抑えること。そして、施工期間中はエレベーターが使用不可となるために、庁舎をご利用する方にご不便をかけないように、短期間での施工を行ってまいります。

また、駐車場の泡消火設備に関しましても、老朽化による更新となりますが、こちらも再利用できる部品を最大限有効利用し、経費節減と工期短縮を図ってまいります。

第二庁舎では、和式便器の洋便器化と、あわせて温水洗浄機能を付加する工事を実施いたします。今年度はまず7階の工事を行い、年度内に2階の部分のトイレも実施予定でございます。

平成31年度以降の予定に関しましては記載のとおりでございますが、主に補修部品などの供給終了等の事情に合わせて計画をしているものが多くございます。

参考といたしまして、2ページ目。資料ですと裏面になりますが、過去30年間の主な改修工事履歴を記載してございます。

○中塚委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ただいまの説明につきましても、先ほどと同様に今後の調査・研究に活かしていくためのものがございますことを念頭にご質問をお願いします。

それでは、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

未利用国有地の状況ということでご説明いただいたのですが、昨年もこの行革委員会で、林試の森公園隣の国有地については、いろいろと、議論をしてきたのですが、行政需要ということで、内容もしっかり決まったものではないですが案が出されている状況だと思うのです。ですけれども、私はもう少し住民参加を位置づけた土地の利用ということを進めていただきたいなと思っているのです。

この間、港区や世田谷区、目黒区など近隣区にいろいろと視察をすることが多くて、それでこうした施設。福祉施設を主に見せていただいたりしているのですけれども、建てるに当たって、説明会もやって、こういう土地があります。これだけの土地を区は買おうとしています。これについて、どのような使い方を皆さん望んでいますかという問いを区民に投げているのです。そしてさらに住民が参加する検討会も立ち上がっている区もあるのです。

ですので、一言で行政需要と言われると、いろいろな需要あるよなというふうに思うのですけれども、それをやはり住民の皆さんと一緒につくっていくということをしていくと、住民の皆さんも理解が進み、さらに区と一緒に充実した施設がつかれると思うのですが、今資料に出されている土地も、ぜひ住民参加を位置づけた検討会。そして説明会をしたもついでどういった施設をつくっていくかということをぜひ検討していただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

新たな施設建設等の際の住民の方々の意見といいますか。意向のとり方といったところであろうかと思えます。

特に小山台住宅、峰友寮の物件に関しましては、国から区に対してこういう物件がありますという情報そのものはかなり前からあったところがございます。地元の方々からもこの建物の住民の方々が引っ越しといいますか。出ていくということになったという状況もありまして、地元の方々からはその都度いろいろなご意見をいただいていたという経緯がございます。

また、本委員会におきましても、いろいろなご意見をいただきながらここまで進んできているといった状況がございます。

こういったものを進める際に、全く何も意見を聞かないで区主導で行くということではございません。ただし、何も下案といいますか。ベースになるようなものがなくいきなりどうでしょうかというのも、仕事の進め方といいますか。物事の進め方の上でいかなるものかということもございます。ですので、区が必要と思っている行政需要、どういったニーズがあって需要があるのだというところは、まずは区のほうは検討する必要があるだろうというふうに思っております。

そうした中で、先ほど申しましたように地元の方々がこういったところの施設に対して、こういった施設が欲しいとか、こういったものが足りないのだというお声は聞いておりますので、そういったところはいろいろな場面を捉えて深掘りといいますか。もっと意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

また、今後具体的なもう少し施設の内容というものが見えたところでは、形はどういう形にするかは別にしましても、説明会的なものも考えてはございますので、そういった意味ではさまざまなご意見を伺いながら進めたいと思っています。

もう一つは、ご意見伺う場としては、一番伺わなくてはいけないと思っておりますのは、こういった議会の場だと思っておりますので、区民の皆様の代表である議会の皆様のご意見をきちんと伺いながら、こういった施設の建設等々の場合は進めていきたいというふうに思っております。

○石田（ち）委員

全く意見は聞いていないというふうには思っていないし、区としての提案というのも必要なのだけれども、それをもみ合わせるというのですか。そういったことが品川区は非常に少ないなど、他区に行くと私は感じているので、ぜひそういった地元の方々の声は聞いているというふうにおっしゃられるのですが、それは時折一部の方だけのときもあるのです。ですので、そしてこういう土地がある。さらには地元だけではなくて、やはり広く多くの方が、区民が知って、そして、提案や意見を言える。そういった区民参加、住民参加ということをもっと進めていけると思うのですけれども、ぜひそこを区としてはこういった場合に、しかも林試の森公園隣の場合は広大な土地なので、区民の皆さんも意見が言えた。そしてみんなでつくったと言えるような施設建設を進めていくためにも、住民参加というのは本当に重要だし欠かせない。そしてさらに検討したものをホームページやいろいろな形で返す。検討したら、区民に示す。そしてまた意見をもらう。そしてまた検討したものを返すというすごいやりとりがされているのです。そういうもとで区民も議会も、そして区もみんなで納得できるものを建てられると思ったので、ぜひそうした視点を今後品川区に持っていただきたいなということで、お聞きしました。

具体的に見えてきたらというところもありましたので、ぜひ、今の段階からそういった住民参加を進めていっていただきたいというふうに思います。

○中塚委員長

ほかにかがでしょうか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。

私は総合庁舎のことについて、質問させていただきます。本年度は本庁舎のエレベーター改修が4台ということで、これは本体、いわゆるかごの部分は取りかえない。効率的・経済的な改修方法という説明なのですが、これは平成元年ですか。3.2億かけてエレベーターの改修をやっております。そのときも当然アタッチメント、部品をかえてやっていたと思うのですが、それから約30年たったところで、これ当然安全を考慮し調査をした上で改修ということなのですが、今エレベーターの問題がいろいろある中で一番安全が大事だと思っているのです。この部品をかえるだけでも大丈夫だという検証が出た上で工事をやると思うのですが、本体の部分、かごの部分も実際に点検をして、安全確認がとれているのか。それを1点お聞きしたいと思います。

○立木経理課長

エレベーターの安全点検に関しましては、遠隔での点検プラス定期的な人による点検というものも行ってございます。こちらのほうで安全のほうを確保されております。

今回の工事に関しまして、かごのほうは再利用という形になりますが、制御盤等の更新で、かごは開いた状態で、扉が開いた状態で上下するようなことがないようなことできちんとした制御も、さらに安全性を高めたものが入るような形になっております。さらなる安全向上という面では、今回の更新によりさらにプラスされるというような形になっております。

○高橋（伸）委員

わかりました。ありがとうございました。

それとあともう1点は第二庁舎なのですが、来年度、第二庁舎の汚水・雑排水管の更新をすること、これは初めて更新をすると思うのですが、これは更新ですから新規ではないと思うのですが、今までにクラックがあって雨漏りがしたとか、そういうことによる更新なのか。それと

も25年という耐用年数が目安になっているのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○立木経理課長

第二庁舎の污水・雑排水管の更新でございますが、定期的な清掃はやっている中で、やはり耐用年数という部分が大きいというところで、設備の更新計画について中長期のものを立ててございます。そういった計画に基づきまして、これから先も使い続けていくために、これぐらいの年数で、一度更新をかけておいたほうがさらに長く使えるという形で計画的に実施しているところでございます。

○高橋（伸）委員

どうもありがとうございました。

最後に1点なのですけれども、定期的に污水とか雑排水は高圧洗浄をかけているのかどうか。それだけ教えていただきたいと思います。

○立木経理課長

委員おっしゃるとおり、そのような清掃を行ってございます。

○中塚委員長

ほかにごございますでしょうか。

○安藤委員

まず、未利用国有地のほうですけれども、障害者施設、特養、保育園、区民住宅など、切実な区民要求が多岐にわたっている中で、国有地を積極的に取得して、そうした区民の願いに応えることは大変重要だと考えております。

今回、品川区が5,000平米の取得、候補地ということで、交渉中ということでしたけれども、需要を考えればさらに取得していただきたいなというふうに考えています。

これまでは、なぜ5,000平米かというところで、林試の森は広域避難場所になっていますけれども、避難有効面積が目標に少し足りていないので、東京都もそれを広げたいのだと。国有地も取得したいという考えがあるので、そうした中で区は5,000平米とどまっているというような旨の説明があったと思うのです。

しかし、先日の建設委員会で、広域避難場所に、近隣の小山台高校や不動小学校、都営住宅跡地を追加されたことによって、避難有効面積1人当たり1平米以上という目標達成したという報告がありました。ぜひ、区はもっと取得したいのだという交渉をすべきだと思うのです。こういう問題意識があるのですけれども、いかがでしょうかというのが1つです。

それと、総合庁舎における今後の設備等の更新についてということで、資料が出ていますけれども、庁舎本体が昭和43年で、今年、平成30年で50年もたっているということなのですけれども、2006年の第3回定例会での他党の方からの質問で、建て替えるのか耐震化するのか、耐震工事後の耐用年数について質問があったのです。それに対して、当時の総務部長が耐震工事後の耐用年数については、躯体の耐用年数は25年程度は十分使用可能だというふうに答えているわけです。

この表を見ますと、耐震改修が終わったのは、平成23年6月ということでございますので、そこから25年を足すと、平成48年ということ、18年後となります。平成は今年で終わってしまいますけれども、18年後ということになるのです。実際どれぐらい本体はもつのかをお聞かせいただければと思います。

○柏原企画調整課長

まず、公有地のところの国有地の取得の部分でございます。委員からのご照会もありましたけれども、

広域避難場所としての有効の1人当たりの面積というところで、1つ1平米というのは、1つの基準と
いいますか、目標を東京都は持っているというところですが、1平米だけではなく、それは最低必要な
ところだというふうに東京都は申しておりますので、もう少しその面積というのは広げたいという思い
があるものでございます。住宅密集エリアでございますので、防災に関することに関しましては、品川
区といたしましても、東京都の考え方については、一定理解をしております。

一方で、区としてもいろいろなニーズに応えるため、施設をつくっていききたいというところござい
まして、おおむね5,000平米というところで交渉をしているところでございますけれども、その辺
の若干の増というのは、いろいろやりとりというか調整といいますか。やっていきたいというふうに
思っております。

ただそれが例えば5,000平米が10,000平米になるといったところはなかなか東京都の公園の
計画であったりとかというところもございまして、なかなか一気にそういったところまでというのは、
難しいかなというのは思っております。ただ、区の行政ニーズを考えれば、なるべくとっていき
たいという思いではあります。

ただ、施設のためだけではなくて、周りの道路を広げたりとか、避難に関しての部分で、官舎に接す
る道路の一部を区で買い取りをして、道路として広げるといったところも検討しておりますので、施設
だけではなくそういった部分でも広げるといいますか。国有地を取得していくというような考えとい
いますか。交渉もしておりますので、そういったところもあわせながら、東京都とは交渉をしていき
たいというふうに思っております。

○立木経理課長

建物の耐用年数のご質問でございますが、建物、こちら躯体と言われるものでございますが、当時の
総務部長の答弁のとおり、大体20年から25年は耐震工事のときから使用可能だろうということで、
当時工事をしております。

建物自体も、先ほど申し上げましたが適切なメンテナンスを行っており、例えば雑排水管、それから
給排水等の設備機器を更新することによりまして、躯体と同程度それをきちんと延ばしていくことが
できるというふうに考えております。

○安藤委員

ぜひ、基準をクリアしたということで、林試の森のほうは切実な住民要望がたくさんあります。なる
べくとっていききたいという話もございましたが、ぜひさらに取得したいという旨で交渉していただ
きたいなというふうに思います。

それと、庁舎のほうは、この間行財政改革委員会でも、議論されております。そういった議論がな
されておりましたけれども、別の委員会とかでも出ていますが、この広町のまちづくりと一体に庁舎の
あり方を検討するというふうな話が区の答弁でも出ていますし、こういった手法なのですが、私たち
としましては再開発の手法だと思っているのですが、こういった手法はいかがなものかと考えて
おります。つまり区の現在の土地と、あるいは庁舎本体ですが、区民の財産を使って、JRですとか
開発大企業を巻き込んで、超高層ビルを建てて、結果ゼネコン、デベロッパーなどのもうけ
づくりを進めるということになります。

一方で、建て替える費用が捻出できていいのではないかとというふうな話もありますが、一方
でそれ以上のデメリットもあるのではないかと考えていますけれども、区の財産であったものが、
ビルの区分所有になってしまう上、ビル床という償却資産にかわって、やがて目減りしてしま
うという、こういった

大きなデメリットもあるのです。

私たちとしましては、こうした手法というのは、自治体としてはやるべきではないと考えておりますけれども、いかがでしょうかというのが1点です。

もう一つ、あわせて躯体の話もありましたけれども、どこかでいつか庁舎そのものを建て替えなくちゃいけないという時期が来るというのは事実だと思っています。その計画の検討というのは、今言ったような一部の開発大企業ですとか、区の主導で行うというのではなくて、昨年度行革委員会で世田谷区の庁舎の建て替えの取り組みを視察いたしました。徹底した情報公開と区民参加で行われておりまして、そのように行ふべきだと思っています。

具体的に公募区民の方々をたくさん入れた、あるいは第三者の有識者、学識経験者の方を入れた検討組織を立ち上げる。その節々で区民アンケートですとか、あるいは説明会。世田谷区では繰り返し繰り返し報告会、説明会も行われておりましたので、そういった実施というものを求めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

以前議論といいますか、お話があった部分のご指摘ではないかというふうに思いますけれども、1つの考え方として、再開発でやる云々というよりは、庁舎が立っているこの土地、それから隣りに今ありますJR東日本の土地、その間にも区の土地があるということがありますので、それを区の土地とJR東日本の土地との関係の中で、すぐ隣に品川区の庁舎が立っているわけですから、この広町のところに動きがあるということを考えたときに、あわせて考えるということも1つの手法ではないかというお話をさせていただいたものと考えおります。

ですので、いきなり再開発の手法で物事を進めるというよりは、そういう土地の状況があるということ考えたときには、それは1つの考え方というところでそういったところを考えながら、1つ検討の素材に上げるというのは考え方としてであると申し上げたところでございますので、再開発の手法をとりますといったような話を公にしているといったことではございません。そうしたことに誤解のないようにしていただきたいなと思います。

それから、いずれにしても、老朽化している部分はございますので区の庁舎の建て替えというような話が出てまいります。ですので、そういったときにどういった手法でやっていくかというのはいろいろな自治体のやり方を見ながら今後も検討しなくてはいけないだろうというふうに思っております。

○安藤委員

多くの区民が使う施設でもありますし、防災拠点にもなるということですので、他自治体を参考にすることがあればということでしたけれども、非常に世田谷区の手法というのは、ほんとうに住民自治を大切にしたい、つくられた後も非常に愛される。そして、大変利用されるような施設になっていくような手法だと私は思っておりますので、ぜひ大いに参考にいただければなと思っております。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員

今回、区有施設・公有地等の活用に関することというところで、これも私ども会派としても出させていただいて、まさに今、広町の話が出てまいりました。企画調整課長の説明は、全くそのとおりでございまして、例えばこれだけの広大な敷地。今回残念ながら、スポーツ施設のほうはJRが独自で行うということなのですけれども、その脇に例えば区の土地もあって、今回あえて公有地等の等の字にはその

思いが私どもとしては非常に詰まっている。

それは、また後ほど進め方の中で正副のほうにお願いすることもあるんですが、これ例えばひろまち保育園というのは5年の約束で確か動いているはず。当然、その後の活用をどうしていくかというとき、例えばJR東日本が何か行うというときには、そこには当然区が入っていないとおかしい話だと私たちは思います。

今回あえて「等」というのを入れさせていただいて、今説明では公有地の部分、あと庁舎の部分についていただきましたけれども、例えば区内で大規模な民有地等があいて、区に打診があったりした場合などは、当然行財政改革特別委員会での報告をいただきたい。また、この広町に関してもJR東日本のほうが何かしら打ち出したときには、当然品川区としても絡んでもらいたいという思いがあるんですけれども、その辺の考え方だけお聞かせください。

○柏原企画調整課長

まず、大きな民有地等々の動き。これは民間の動きでございますので、我々としてもどこまで口が出せるかというようところがございませうけれども、ただ、幾つかそういった形で動きだしているところがあります。そういう部分に関しましては、区といたしましても、活用できるもの、区として利益になるというところがあるのであれば、もちろん民間事業者の交渉であったり、こういった議会の場にもご報告させていただきながら、活用について検討を深めていければというふうに思っております。

また、広町のところに関しましては、委員ご指摘ありましたとおり、区の土地があって、区の施設が今あるという状況であります。ですので、こういったところを鑑みますと、JR東日本のほうの開発なり動きが出たときには、当然ながら区としても何らかの形で動きを合わせたりだとか、話をしたりだとかというのは当然出てこようかと思っておりますので、こういったものについても、行財政改革特別委員会の場になるのか、別の所管委員会になるのかわかりませんが、検討の際には報告をさせていただいて、いろいろと議論を深められればというふうに思っております。

○中塚委員長

ほかにかがでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 偏在税制に関すること

○中塚委員長

次に偏在税制に関することを行います。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○品川財政課長

それでは、私から地方税源の偏在是正の動向について、ご説明をいたします。資料のほう、ご覧ください。

1番として、経過でございます。地方自治体に生じている税源の偏在を是正するため、国は地方財源である法人住民税の一部を国税化し、交付税の原資とするなど、地方税を地方自治体の財源調整に用いる動きを進めております。

資料1のほう、ご覧ください。これまでの動向をご説明いたします。平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間、暫定措置として法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税、地方法人特別譲与税およびふるさと納税が導入さ

れました。

平成26年度には法人住民税の一部が地方法人税として国税化され、平成27年度にはふるさと納税の個人住民税特例控除額上限引き上げや、地方消費税にかかる精算基準の見直し等が行われております。平成28年度には法人実効税率の段階的な引き下げ。平成29年度には再度地方消費税にかかる精算基準の見直しが行われました。今後も消費税10%に向け、さらなる国税化が進められようとしている状況でございます。

表の資料2にお戻りください。2番、品川区における国の偏在是正による影響額でございます。こちら概算ではございますが、平成30年度の年間の影響額として、まず消費税8%の段に金額を表記しております。また、平成30年度の様況で、消費税10%になった場合を下段に表記しております。ふるさと納税につきましては、両段とも平成30年度の予想額を表記してございます。8%時では合計で約60億円。10%時には80億円の影響が予想されます。

3番でございます。これまでの取組でございますが、特別区が一体となって、特別区区長会より「税源偏在是正議論についての特別区の主張」を公表しております。平成30年2月には「税源偏在是正措置に対する特別区緊急共同声明」を公表してございます。

内容について、少しご紹介をしたいと思います。資料の2番のほうをご覧ください。文書の前半でございます。法人住民税の一部国税化。地方消費税精算基準の不合理な見直し。ふるさと納税による減収見込みについて、それぞれ減収額が人口50万人程度の財政規模に相当し、さらに都市部から税源を吸い上げる動きがあるということ。後半のほうになりますと、大都市特有の膨大な需要があることや特別区全国連携プロジェクトを通じて、自治体間で連携を深め、東京を含む全国各自治体、各地の活性化を積極的に展開していること。最後のほうには地域間の税格差は地方交付税で調整されるべきとして、23区共同で税源偏在是正措置に断固反対することを緊急声明として発表してございます。

品川区も国が進める税源偏在是正に反対する考えをホームページに公表し、広く区民の皆様にも周知しております。今後も各区が連携して、国に対して要望を行ってまいります。

○中塚委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。今後の調査・研究に活かしていくことを踏まえ、ご質問をお願いしたいと思います。

それでは、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

今後のためにも1点まずわからないところといいますか。教えていただきたいのですが、資料の2番目の表のところ、地方消費税なのですけれども、消費税の税率が10%に上がるということは、納付される税額は上がり、総額は増えると思うのですが、品川区に入ってくる地方消費税の額は逆に大きく減るとするのはどういう理由なのかもう少し説明していただきたいというのが1点です。

もう一つは、ふるさと納税についてですけれども、ふるさとへの応援ですとか、被災地支援とか、それ自体としては積極的な意味を持っているのですけれども、ただ高額所得者に有利な仕組みだったりとか、高価な返礼品を用意した自治体に寄附が集中するですとか、寄附額の半分ぐらいが返礼品の費用で消えてしまうとか、そういった弊害も目立ってきているのかなと思っています。

本来の趣旨を活かせるように、自治体の返礼品競争の過熱防止ですとか、富裕層優遇とならないよう仕組みの見直しなどの改善は必要だと思っております。国にもそういったことを求めていくべきだと

思うのですけれども、やっていたらしゃることとあわせて、区のことを伺わせていただければと思います。

○品川財政課長

まず、地方消費税分の影響額が増えるという点でございますけれども、こちら要するに税率のほうは上がるのですけれども、これを国がとって地方に配分するときの配分の計算方法を変えていくということで、地方のほうはその分取り組みが少なくなるということでございます。

簡単に申しますと、この地方消費税の交付金というのがあるのですが、こちらはその地方の消費額、人口、従業員の数といった数値をもとにして算定を行うという方法になっております。資料1番を見ていただきますと、平成27年度に、人口の計算の配分を12.5%か15%にしている。それから従業員の配分を12.5%から10%に下げている。もちろん品川区は人口よりも従業員人口のほうが圧倒的に多いのです。こういう算定方法で、区に対して不利な条件でこの消費税の引き上げ後も計算されるということで減額というふうになっております。

○伊東税務課長

ふるさと納税の件のところでございますけれども、確かに一時高額返礼品ですとかということで、騒がれたときがあったわけですが、その後総務省のほうからも少し慎みなさいというような形での通知が発信されて、若干落ちつきが見られるのかなというようなところはございます。ただ、そうはいってもやはり地方の特産品というところでは、なかなか皆様寄附した返礼品を求めて寄附するというような形がマスコミを含めて大々的に宣伝されている中では、なかなかそれが落ちつかないという状況にあるかと思っております。

そんな中でそれを何とかしてほしいというような要望等々につきましては、先ほどの資料2のところにもございますけれども、ある程度税制改正が必要なんじゃないかという申し出をしているところでございます。どうしても都市部から地方に対しての寄附が多いという状況の中で、影響額として15億円と書かせていただいておりますけれども、流出しているという状況で、もう少し緩やかに増えていくのかなというような気もしないではないところでございます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○須貝委員

本当にこれは少し変な話で、税源の偏在ということですが、地方財源である法人住民税の一部を国税化して、交付税の原資とするなど、地方税を地方自治体の財源調整に用いるということで、もう用いているわけですね。さらにこのふるさと納税を展開しているわけですから、そっちでせつかく地方に配分しているのに、さらに配分することは、私は根本的におかしいのかなと。地方にある程度配分して、助けてはいるのだから、なおかつこういうやり方をされているというふるさと納税についてはやはり私は本当は見直してほしい。

さまざま大都市である自治体は、国に要望を出していますけれども、結局これに対する、ふるさと納税の返礼品に対して何ら罰則がないし、いろいろ政令というのですか。総務省から出ているけれども、全然実行されていかない。でも、現実的に今国民の消費支出などを見ると全然上がってこないということは、国民もさまざま節約して、できるだけ節約してお金を残すなり、それを生活の糧に割り当てているわけですから、このまま行ったらますます私はふるさと納税が増えると思うのです。

これに関しては、区はほっておくのではなく、罰則規定がないのですから、できるだけ国に対して戒

めるという意味でも区でどこかの特産品を返礼品にしてしまうとか、そういうふうによって区民税を区民のために使っていくのだと。だからふるさと納税で外へこれ以上流れないように私は積極的に動いていただきたいと思います。

これから特定事件調査でやっていくと思うのですが、私はこういうことは行財政改革委員会でこれからきっちり議論していくべきものではないかなというふうに思います。

意見だけです。

○中塚委員長

ほかにございますか。

○横山委員

すみません。2点ほど、お伺いをさせていただきます。

ふるさと納税制度に関することですが、品川区における平成30年度の影響は大体約15億円ということなのですが、制度趣旨の周知を、品川区では、区民の方々に、例えばふるさと納税制度を使ったときに品川区の区民の方がお使いになったときにどのような影響が出てくるのかということ、現在どのように発信されたり周知のほうを行っていらっしゃるのかということと、そして、今年度どういった想定をされているのかなというところをお聞きできたらと思っております。

○伊東税務課長

平成30年度の影響額ということで、これは予算的などころでの15億円というふうに見ているところでございます。それで、区民への減収に伴って影響が出るということの周知でございますけれども、現時点では積極的にこれだけの金額が出るという具体的な数字を使つての周知等はしていない状況でございます。大ざっぱにふるさと納税とはどういうものかというところでの提示はあるのですが、今それをしっかり読み取っていただければ、そうなるというところはわかるのかもしれませんが、直接的な形ではやっていないというのが現状です。

○横山委員

ありがとうございます。現在具体的などころ周知はまだこれからということなのですが、なかなかふるさと納税を利用していらっしゃる区民の方、自分の肌身感覚で、この制度をしっかりと理解していらっしゃる方どれくらいいらっしゃるのかなというふうに考えますと、なかなか現在難しい状況なのかなと思っております。

そこで、流出を食いとめるという意味で周知ですとか、制度の趣旨のPRというところ。国のほうもやっていると思いますし、特別区で連携してというところもいろいろ活動も行っていただいておりますけれども、品川区としてもきちんと制度のPRとどれだけ流出によっての影響が出るのかということ、区民の方に区民感覚で伝えていただけるようなそういったことを検討していただきたいと思っておりますし、これからこの行財政改革特別委員会のほうでも議論のほう進めていけたらなと思っておりますので、要望で終わらせていただきます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 新公会計制度に関すること

○中塚委員長

次に(4) 新公会計制度に関することを行います。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○齋藤会計管理者

それでは、新たな公会計制度の経緯と概要について、資料に基づき、ご説明を申し上げます。

まず1として、これまでの財務諸表の取組と課題でございますが、これまでは財務諸表の作成は官庁会計で単式簿記・現金主義会計の方式で行っており、毎年度、決算数値を組みかえて作成しておりました。作成する財務諸表は、ア、イのとおりでございますが、品川区の経営状況を品川区公会計レポートなどでお示しをしております。

しかしながら、これまでの財務諸表は区全体の財政。その健全性を大きくくりでお示しすることはできませんでしたが、セグメントという言い方をしますが、部や課の組織を単位としたり、あるいは事務事業を単位として、ストックや財源を把握できないという課題がございまして、それが(2)のとおりでございます。そこで、2、新公会計制度の意義といたしましては、現行の官庁会計に加えて、本年4月より複式簿記・発生主義の企業会計の手法を導入いたしまして、(1)のとおり、財務諸表の分析結果を行政評価や予算に反映させる。財務諸表を作成して、部や事業を単位に資産や負債、フルコストを把握することができるところといった仕組みに変えております。

その内容が3の新たな公会計制度の導入の取り組みというところにございまして、少しわかりにくいのですが、新たな公会計制度は現行の予算科目を資産、負債、純資産、費用、収益の5つの分類にひもづけた勘定科目に変換して記録をする。これを実務に即して申し上げますと、例えば総務費では、4つの部、11課の事業が歳入、歳出とも一くくりになっておりました。このため、総務費という単位では、予算額、予算構成比、区民1人当たりのコストといったものはお示しできておりましたが、そこまでが限界だったということでございます。

今年度はご案内のとおり、予算が1課1目というふうに変わっておりまして、課ごとに歳出歳入や課の事業の歳出を企業会計の勘定科目分類としております。

1例になりますが、例えば経理課で自動車を200万円で購入をした場合は、これまでは総務費の備品購入費ということで、現金で買い取る。それだけの記録しか残りません。そして備品台帳に車両200万円という形で記載をされて、この200万円という価値が廃車になるまで200万円の価値を持ち続ける。こういった形でございます。これが現金主義です。現金のやりとりがなければ、そのまま価値があるということになっておりますが、これからは備品購入費という勘定科目で経理課が車を買いますと、勘定科目で言うところの車両運搬具という勘定科目にひもづけられて、借方が資産という形で分類されます。貸方の分類は現金200万円で車両運搬具ということでもって分離をされて、加えて固定資産台帳では200万円の価値のある車両が5年をかけて1円になる。40万円ずつ4年間かけて、最終年は399,999円という資産価値が最後1円になると。こういった形で貸借対照表に毎年反映をされると。こういった形になります。

(2)でございますが、今後、(1)の②のとおり、財務会計システムにより日々の会計の処理の段階からこのような勘定科目にひもづけるということでもって、かなり精度の高い財務諸表をつくることができるということでございます。

添付いたしました資料をごらんください。平成27年度行政評価シートの表面が所属評価ごと、裏面が事業ごととなっております。このシートは来年度の決算特別委員会からお示しをするものでございますが、これまでは決算特別委員会の質疑の中で口頭で質問されて、委員の皆様にもメモ書きをしても

らっていたところでございますが、今後、こういった資料をお出しいたしますので、例えば議論をされていた、2の事業実施の組織体制のように、どのような体制で事業をやっているのか、3の指標の推移の中では事業の実績や成果ということが見えてきますし、今後の課題、事後評価、今後の取り組み方針といったものを見える化し、お示しをいたします。右側に行きまして、予算・決算の内容から執行状況や増減の理由を見ることができまして、今後どのような形で区が事業に取り組むか。こういったものが見えてくるということになっております。

最後に4のほうに戻っていただきまして、ここは後ほどご確認いただければと思うのですが、品川区の会計の基準というのは、東京都の基準に準じたものである。こういった形で財務書類をつくる、あるいは考慮すべき行政の特質といたしましては、民間事業が収益を上げて、それをどのように株主に配当するか。銀行、あるいは債権を持つての方にお示しするためにつくっておりますが、区はそういったものではないということと、②の品川区の会計基準の特色といたしましては、東京都のものに準じて取り扱いをするものでございます。

○中塚委員長

説明が終わりました。

これより、質疑を行います。同様に今後の調査・研究に活かしていくためのものであることを踏まえ、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

この資料の2、新公会計制度導入の意義のところ、企業会計手法を導入することで、こういうことが期待されるということだったのですけれども、その裏ではそうは言っても民間企業と自治体は違うのということ、いろいろ考慮すべき行政の特質があるのですよね。となると、この新公会計制度というのは、企業の手法を導入するけれども、行政の特質も考慮すべきだよということなので、どういうふうに、どんな形になっていくのか狙いや目的が何なのかを教えてくださいなのですが。

○齋藤会計管理者

説明が丁寧ではなかった部分があるかもしれませんが、あくまで今までに比べて、企業会計の手法を採用いたしましたので、事業ごと、あるいは課、場合によっては施設を単位として、どれだけ費用がかかっているかが見えることとなります。あわせて、どれだけ将来負担となるのか。あるいは、利用される方、されない方の負担のあり方。こういったものを議論できる手がかりにはなるということでございます。

ただ、企業会計の手法をとったということではございますが、民間の場合は収益を分配するというのが目的ですが、行政の場合は売り上げという観念で税を、現在の区民の方に還元するというのではなくて将来も含めてどのような使い方をするかといった議論も大事ではありますし、資産があつて、例えばこういった事業をしたいからといって道路、あるいは公園といったものを処分できるかということとそういったことではありません。その意味で言うと、民間とは同様には議論できない。そういった限界の中で活用を図っていききたい。ただ、活用のあり方については、まだ始まったばかりでありますけれども、各自治体も今検討しているところであります。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○須貝委員

要は今度のははっきりこれだけ予算使って、これだけ使わなかった。だからこれだけ残った。だから一

般企業から見れば、民間から見ればそれは収益ですよ。だから、結局そういうふうにつまみつかれてしまうと困るよ。それで、また償却できないものもあるからそこは重々お考えくださいということなのでしょうけれども、我々が見ていくと、なぜお金がこれだけ残った。だから利益がこれだけ上がったのではないかと。だからそういう収支を今度より明確に我々が見えるようになるというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○齋藤会計管理者

若干ご意見と相違している部分もあるかもしれませんが、お聞きのところにつきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

資料の2の新公会計制度導入の意義の(2)のところですが、部や事業を単位に資産や負債、フルコストを把握することができるかと書かれておりますが、それは結局どういう効果につながっていくのかというのが気になってはいるのです。

少し心配するのが、コストがわかると。大ぐくりで見ると必要な事業なのだけでも、この単位で見ると、かなりコストかかっているよねというのがわかってしまったりすると、よく次のページのあるところの自治体は住民福祉の互助が目的であるところとの意図に反してコストかかり過ぎているのではないかとということで、逆に住民福祉の向上の逆の事態につながるのではないかとというふうな心配がどうしてもあるのです。

それというのは、例えばコミュニティバスなどもそうなのですが、区民の要求が強い事業ですが、区は赤字になるからやりませんということを導入しない理由として1つ挙げているわけですよ。そういう現状があるので、住民福祉の向上が目的であるというふうなうたってはいるのですが、こうした会計制度の導入がそこと逆行するような事態につながっていかないかと。そういうふうな方向性でやってはいけないという問題意識があるのです。その辺の疑問や心配については、どのような見解を区はお持ちでしょうか。

○齋藤会計管理者

総務省のほうから、各自治体がこういった財務諸表を、新公会計制度に基づいてつくりなさいというのは、委員がご指摘されたとおり、部や課、あるいは事業ごとに財源構成や利用者コスト、こういったものを理解して、負担のあり方について将来も含めてそういったものをどう考えるかという議論の素地にするということでありまして、少なくともストック情報、フルコスト情報をお示しすることで、行政が説明責任を果たすというところに意味があるというふうな考えております。

○安藤委員

説明責任を果たすというのはあるかもしれないのですが、それを議論の素地にするというのはいいのですが、自治体ですから住民福祉の向上が目的です。税金を預かって事業を行う、住民サービスを行うというところですので、議論の材料で、議論の結論の導き方というのを間違っはいけないなというふうにごく思うのです。

ですから、そこら辺はこの新公会計制度を導入するに当たっては、地方自治体の本心というところをしっかりと見定めてちゃんと忘れないで議論していくことが必要だというふうに思います。意見です。

○中塚委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) ICTなどの活用に関すること

○中塚委員長

次に(5) ICTなどの活用に関することを行います。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山本情報推進課長

それでは私から、区のICT活用状況についてご説明させていただきます。

資料のほう、ご覧ください。

まず1の経過についてでございます。区では電子区役所の実現に向け、内部事務の電子化を進めるため、基盤となる機器の配備やシステムの導入等を図り、区民サービスの電子化、情報化に取り組んでまいりました。

また、社会情勢の変化に合わせた新たなICTの利活用を視野に入れながら、行政の効率化、最適化と区民サービスの向上を図っております。

次にイのICT活用の取り組みでございます。これまで区が取り組んでまいりましたICTの活用につきまして、内部事務の効率化に向けた取り組み事例と区民サービス向上に向けた取り組み事例に分けてご説明いたします。

まず(1)の内部事務の効率化に向けたICT活用についてでございます。①の基幹事務管理システムについてですが、職員が行う勤怠庶務や文書管理などの事務をシステム化することにより、迅速な決裁処理や文書情報の共有化が可能となり、業務の効率化を実現してまいりました。平成29年度以降、新公会計制度に対応するのを契機として、全面的なシステムの再構築を進めております。

②の業務システムにおけるサーバの仮想化についてですが、従来ならば1つの業務システムにつき、1つの物理的サーバを設置しなければならなかったところ、ICT技術の進歩により、物理的な1台のサーバ上で複数の仮想的なサーバを運用することができるサーバの仮想化が実現可能となりました。

区でも、各課で使用しているシステムサーバの仮想化を進めております。これにより、管理コストやサーバ設置スペースの削減を行うことができるようになりました。今後はセキュリティー強化等を図るため、サーバの設置と保守に特化した外部のデータセンタでの保守運用を検討してまいります。

③のプリンター等の最適化についてですが、全庁のコピー機など認証機能付きの複合機に統合することにより、ICカード認証によるセキュリティーの向上や、省エネ・省資源の促進などを行っております。

続きまして、④のデスクトップ仮想化の導入ですが、パソコンのデスクトップ環境をサーバ上に集約し、サーバ上でパソコンの動きを管理するデスクトップ仮想化技術を検証用として管理職を対象に導入しております。また、タブレット端末を配備し、議会資料閲覧などの運用を開始しております。今後は平成30年11月にデスクトップ仮想化の全庁展開を予定しております。

続きまして、裏面のほうに移りまして、(2)の区民サービス向上に向けたICTの活用事例について、ご説明いたします。まず①の東京電子自治体共同運営サービスについてでございます。1つの自治体が単独で構築すると多大な費用がかかる情報システムについて、東京都と都内区市町村が共同で開発運用することにより、コストの削減と区民サービスの向上を図っております。

現在運用しておりますのは、区民向けの電子申請サービスと事業者向けの電子調達サービスの2種類で、インターネットで各種手続を行うことができるようになっております。

②の通訳タブレットの導入ですが、窓口職場等で多言語対応ができる環境を整備し、窓口サービスの強化を図るために、平成26年度から通訳タブレットを導入しております。現在戸籍住民課や税務課、地域センターなど、28カ所に設置をしております。

③の窓口用意思疎通支援機器の導入ですが、障害のある方々に対する窓口対応などのサービスの向上のため、音声認識文字変換ソフトなどを導入しております。

続きまして、(3)の今後の活用についてでございます。まず①のペーパーレス会議システムの利活用の検証についてですが、会議資料の電子化を進め、資料印刷時間の短縮と円滑な会議運営を行うことを目的にペーパーレス会議システムを一部導入いたしました。今年度は幾つかの会議でシステムを利用し、その効果の検証を行い、今後の全庁展開について検討してまいります。

次に②のSkype For Businessの検証についてでございます。Skype For Businessは、遠隔地に行ってもオンラインでウェブ会議を行うことができるシステムで、移動時間の短縮による生産性の向上が図れるものとなります。また、会議で使用する資料も同じ画面で共有することができ、印刷等の時間を短縮することができるものになります。今年度このシステムを教育委員会のほうで導入いたしまして、その効果を検証してまいります。

○中塚委員長

説明が終わりました。

これまでと同様にご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○横山委員

1点だけ。Skype For Businessの検証を教育委員会と学校間で行っていくということなんですけれども、こちら、モデル実施した後なのですが、全庁的に取り入れていくというようなお考えですとか、今後のスケジュール感ですとかそういったところの見通しを教えていただけたらと思います。

○山本情報推進課長

Skype For Businessの今後の展開なのなんですけれども、今年度は先ほど報告したとおり、教育委員会のほうと一部学校というところで実証実験を行うことになっております。その効果を見て、今後全庁展開をするかというのを判断していきたいというふうに思っておりますので、今後のスケジュールについては、まだ決まっていないのが現状でございます。

○須貝委員

ICT活用の取り組みで、順次ソフトを更新していったりすると思うのですが、そのときに個人情報さまざまなものもあると思うのです。内部事務の効率化に限ってはこういうことだと思うのですが、区民の個人情報さまざま多種にわたってあると思うのですが、そういう情報などはソフトが更新したときには全部打ち直して入力するようになるのですか。それともそのままそっくり移すことができるのですか。その辺教えていただけますか。

○山本情報推進課長

機器が更新した場合の個人情報等の授受の方法なのなんですけれども、手打ち等ではございませんで、システム間でバッチ処理という形で情報をシステム同士で流して処理をするという形をとっております。

○須貝委員

わかりました。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○こんの委員

私もあまりICTに明るくないので、基本的なところをお聞きしたいと思うのですが、この仮想化というところで、これは例えば②番の業務システムのサーバの仮想化ということをする、お一人お一人の職員の方の業務が効率化される、いわゆる仕事上もっとやりやすくなるというものなのか、それとも、いわゆる経費の削減というほうが大きいのか。そこら辺わかるような、わからないような感じなのですが、要するにどういうことなのか教えてください。

○山本情報推進課長

サーバの仮想化のメリットですけれども、委員おっしゃったこと2つとも実現できることになっております。

まず経費に関しては、保守の費用という形で、サーバを仮想化しない場合は物理的サーバが何台もあるという形になりますけれども、仮想化をしますと、1台の物理的なサーバの上に、仮想で乗っているという形になりますので、その辺の保守という形で費用のほう安くなるということが1点と、職員の負担なのですが、それも同じ内容になりますが、1台の物理的サーバのほうをとりあえず保守をすればいい形になりますので、職員の負担に関しても軽減されるというものになります。

○こんの委員

何となくイメージができました。いわゆる区民サービスで、電子化されているものと、直接職員の方が手書きしていたものが入力をされるというだけの効率なのか、それとも仕事上さらに効率化を図るため機能アップしていくものか、そこら辺はどうなのですか。

○山本情報推進課長

今回ご案内したICT活用の取り組みに関しては、業務の効率化というところになっておりますので、入力作業自体は入力として残っている作業になりますので、その分に関しては職員の負担等は変わらないのですけれども、あくまで生産性が向上するという形になりますので、その分短縮された時間等を区民サービスのほうにあてることができるという形になっております。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。

今後もまたさらに電子化というのは進んでいくと思われまして、人が少なくなっていく中で職員が抱えている業務をこのコンピューターがやるということでは、作業能率もかなり効率化されていくことが予想されますけれども、何よりも電子化をすることで要望になりますが、区民サービスが向上されるということが大事だなと思っています。

要望として、例えば区民が高齢者の方と、また役所に来なれない方が、区役所の中でさまざまな手続をするに当たっては、非常に困難があるといえますか。難しいところもある中で、例えば今年の2月から、船橋市では書かない窓口というのがスタートをしております、例えば転居者の方が、転入届、転居届を出す際に間違いが多くあるということで、あえて紙に書くのではなくて、窓口の職員の方がネット入力を一緒にやりながら、そこで入力をしていくというような取り組みがスタートをしています。そして、大分県の別府市では、お悔やみワンストップ窓口ということで、本当にお悔やみの際の死亡手

続が簡素化をされていくというようなそういう取り組みが既にスタートをしているのです。

今後、品川区の考え方として、そういう区民サービスの向上において、そのような考え方というのはどういうふうにお考えなのか。少し教えていただきたいと思います。

○柏原企画調整課長

区民サービスの向上、区民の方々のためにいろいろなことをやっていくというのは、我々区役所としては一番の使命だということではと思っています。このICTの活用というのはそれを実現していく上での大きなツールだというふうに思っています。

今、委員のほうから事例幾つかいただきました。ほかにも日進月歩でAIの技術だとかロボットの技術とかいろいろ進んでいます。そういったところを研究しながら、いかに区民サービスの向上につなげられるかというのは、常に研究をしながら行政として仕事を進めていきたいというふうに思っています。

○中塚委員長

ほかにかがでしょうか。

○松永委員

私から1点だけ、まず参考までに教えていただきたいのですが、ペーパーレス会議システムの利活用の検証についてなのですが、ペーパーレス会議システムを導入というのは、全庁的に行われるのかなと思うのですが、そうした中で費用に関してどのぐらい年間コストが減るのかという想定なのですが、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○山本情報推進課長

ペーパーレス会議のシステムに関してお尋ねでございます。

今年度、実証実験という形をとらせていただいていますので、アカウント自体は50名分のアカウントという形で契約をさせていただいております。使用できる職員が50名という形をとっております。一部始めておまして、効果を見まして来年度以降全庁展開するか検討していきたいというふうに考えております。

費用の件なのですが、実際に、システムを導入することによって、効果といいますか。一番は時間短縮というところが大きいのかなというふうに考えております。効率化というところで、資料印刷時間の削減であったり、印刷時間の短縮というところで、その辺の効率化のほうどちらかというところが大きいかなと考えております。実際の費用の面で行くと、ペーパーレスですので、もちろん紙の印刷代というところが削減されるのですが、また実際どういった会議で使っていくかというのをこれから検討してまいりたいと思っていますので、今月下旬から運用したいというふうに考えておりますので、この間費用面のほうはこれから随時数字のほうを出していきたいなというふうには考えております。

○松永委員

ありがとうございます。

○中塚委員長

ほかにかがでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件および調査事項概要を終了いたします。

3 その他

○中塚委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

まず、今後の委員会運営につきまして、正副委員長といたしましては、当委員会に付託されました調査項目に関しまして、各委員の皆様からご意見をお伺いし、今後の委員会運営の参考にさせていただきたいと考えております。

つきましては、資料要求等も含めまして、皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

さきほどのご意見、ご要望については検討いたしますので、追加や強調したい点がありましたら、お伺いしたいと思います。

それでは、何かございましたらご発言願います。

○渡部委員

調査事項概要の中でいろいろ出させていただいたものと重複するかもしれませんが、私たち自民党・子ども未来といたしまして、今回実はこの調査事項概要の1、2、3番を出させていただいています。

そのような中で、1番の基礎的自治体のあり方に関することについては、先ほど横山委員のほうからありましたとおり、議論の時間をというところもあったのですが、以前も申し上げさせていただき、調整の結果、新宿にある東京都児童相談センターの視察を組んでいただいていたかと思うのですが、希望で言いますと、先ほど児童相談所移管担当課長のほうからもありましたように、先進的に行われている自治体への視察を、実はぜひ行ってみたい。でないと比較ができないというところがあります。個人で行けばいいのではないかとと言われてしまえばそれまでなのですが、せっかくこの委員会の中で取り組んでいる。

ただ、近いところでどこかと申し上げますと、横須賀市なのですよね。本当はいろいろ勉強していると、行政も行かれたように金沢市に行ってみたいと思うのですが、何分予算もないでしょうし、横須賀市であれば少し無理すれば行けるのではないかと思います。

これからいろいろ申し上げますが、全ては正副一任が前提で、無理でなければ行きたいなと思っていますので、正副で調整いただければと思います。よろしくお願いいたします。

区有施設・公有地等の活用に関することというのは、先ほど少し申し上げましたけれども、広町を相当意識しています。何ら動きが出てくるのかななどというふうにも思っていますので、公有地に限らず民有地と、あそこの民有地に入ってしまうので、複合的にやらなければいけないのかなと思います。そのような審議をご報告いただいたときに行う機会があればと思いますので、よろしくお願いします。

それと偏在税制に関することは、先ほど各委員がいろいろと言っていたようなことがまさに特定事件調査の内容になるのかなと思いますのと、行政側は資料にもついています平成30年2月に共同声明を出しています。議会のほうが、調べていくと平成25、26、27年に、偏在税制というか税制のことについて意見書を出している中で、その後は出ていないです。

そんな中で、大きな変革が今伴って、ましてふるさと納税の控除額が、どんどん増えていく。今回の予算特別委員会の中でもさまざまな話があったと思いますので、このせっかく行財政改革特別委員会でも取り上げていただいていますので、議会としても何らかの発信をしていきたいな。当然オール東京で行くところなのかもしれないのですが、品川区として議会として対応していきたいというふうに考えます。

なおかつ、いわゆるふるさと納税に対する考え方というのは、種々さまざま意見はあると思いますので、ぜひ一度議論をしてみたい。防御も必要だし、攻撃も必要だし、意見の分かれるところだと思いま

すが、ここは1回議会でもしっかりやっていければなというふうに思っています。

とりわけこの1、2、3に関しては、思うところございましたので、発言させていただきました。よろしく願いいたします。

○中塚委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○若林委員

それでは質疑させていただいた中で、会派で発言したことは今後の参考にとということで、その上でまず1番の基礎自治体の児童相談所については、今年度は基本設計というところが出てきました。視察というお話も出ておりますけれども、そういうこともしっかり組んでいただきながら、こういう有識者会議の設置がされていたり、また、都および区のほうでも検討会が設置された。品川で言えば平成34年度の開設予定に向けたスケジュールが出ている中で、こういう今年度途中途中でどのような報告がいただけるか。そのタイミングは非常に大事ななど。それに合わせて視察とともに議論もというところで充実を図れるのかなというふうに思っております。

それから、国有地等については、これは今さらなのですけれども、土地の取得がまだ明確に、最終的に決まっていない2つ、3つですか。出ているのですが、これは最終的に決まって、ご報告いただいて、その後の実際の具体的な用途については、今のところ、主にいわゆる大きく福祉と防災というお話が出ていて、いわゆる用途についてもこの委員会でやるのか。それはもう用途については各常任委員会の当然所管になるのだよねというところの仕切りは、改めてといたしますか、今まで議論したかなど不安になっていて、確認だけさせていただきたいと思います。

そして、新公会計制度については、今年度からいよいよ導入されて、今るる会計管理者からお話いただきました。これは、昨年度総務委員会等でも、また議員全体の勉強会もさせていただいて、一定の勉強はさせていただいたということに基づき、これは公会計制度だけを調査・研究しても、いわゆるこれを具体的に行政評価もしかり、セグメント別の分析もしかり、そういうところの具体性を持った調査・研究にしないと、あまりこれ以上制度としていじっても意味がないので、これまた委員会ではないときにまた正副に申し上げるかもしれませんけれども、例えば今の国有地の売却などがあった場合に、さきほどの管理者の説明もありましたけれども、それが会計上どういうふうにとストックされて、財務諸表に反映されてとか、それを例えば決算のときではこういうふうには見えていくのですよとかという具体論もあるときにまた示していただくと、もう少しまた理解が深まって、予算、決算特別委員会等の審議に非常にまた大きな力になるのではないかなというふうな感想を持っております。

最期のICTは、「など」とあるのですけれども、AIも入ってくるという認識でよいのか。これは後で国民民主からあるかもしれませんけれども、会派としてAIも入っているのだなという認識のもとで、後で仕切り方を教えていただければと思います。

○中塚委員長

まず、国有地についてですけれども、当然購入と用途というのは一体のものになりますので、ここでしっかりと議論していきたいと思いますが、一方で用途が決まった暁には、常任委員会のほうでその後の議論を深めていくものだと思いますので、そこは常任委員会とよく調整をしていきたいと思っております。

また、ICTについて、AIについてですけれども、ご意見承りましたので、今後の委員会運営の中

で正副でよく調整をしていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○松永委員

先ほどのICTの活用の件なのですけれども、これも「など」というのも、私たちはAIを含めて今後どういうふうな形で展開していくのかということも含めて書かせていただきました。

また、基礎自治体のあり方の児童相談所移管についてですけれども、移管にあたり、都や国から、補助金等があるのかどうかということも調べていただきたいなというふうに思っております。

○中塚委員長

ほかにご意見ございますでしょうか。

○須貝委員

今、さまざまなご意見があったと思うのですが、それぞれ突っ込んでいくと、相当の時間数がかかるのではないかなと。もちろん委員長、副委員長が決めていくと思うのですが、やはり中途半端にやるよりは、何点かに絞っていただいて、深く掘り下げていただけたらいいなと思います。

ただ、さっき児童相談所の話もありましたけれども、現実論それぞれ児童相談所のその場所、地域においても職員も相当忙しいというお話も聞いていますし、多忙であるということで、果たして我々が行っていいものかどうなのかというのはわかりませんが、相手方の状況もありますので、これから区として立ち上げていくなれば、それを見守るということも1つの方法論ではないかなというようにも思いました。

その辺について正副委員長で考えていただいて、進めていただければありがたいなと思います。

○中塚委員長

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○安藤委員

未利用国有地に関してですけれども、先ほどの質疑の中でも石田委員も言ったのですが、用途は、もちろんこの区民代表である議会、この委員会で議論されるというのは当然だと思うのですが、スケジュールなどの関係もやはりあると思うので、相手もあることですし、タイミングを適切に図って、区民の意見をどう反映させていくかという仕組みというのですか。そういったことも含めて議論できるようなあり方。どういうふうに公有地を活用していくのかという仕組みのあり方も含めてぜひ議論の俎上にのせていただければありがたいなと思います。

○中塚委員長

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

さまざまご意見ありがとうございました。ご意見につきましては、正副で十分調整させていただき、可能な限り今後の委員会運営に活かしてまいりたいと考えております。

それでは、その他何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後 3 時 1 0 分閉会